

さいたま市水道局企業管理規程第3号

さいたま市水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月2日

さいたま市水道事業管理者 小島 豪彦

さいたま市水道局庁舎管理規程の一部を改正する規程

さいたま市水道局庁舎管理規程（平成13年さいたま市水道部企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
様式第2号（第15条関係） 被害届 [略] 職氏名 [略]	様式第2号（第15条関係） 被害届 [略] 職氏名 ㊟ [略]

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前のさいたま市水道局庁舎管理規程の規定により作成されている様式については、当分の間、使用することができる。